

青森県大気汚染緊急時対策実施要領

平成20年5月1日 制定
平成21年4月9日 改正
平成25年5月14日 改正
平成26年11月18日 改正
令和5年12月26日 改正

(目的)

- 1 この要領は、青森県大気汚染緊急時対策要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 2 この実施要領で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び要綱で使用する用語の例による。

(緊急時協定締結者)

- 3 要綱第7条第1号の緊急時協定締結者は、別記1に掲げる者とする。

(分掌事務)

- 4 緊急時における関係機関の分掌事務は、別記2のとおりとする。

(体制の確立等)

- 5 関係機関は、緊急時において、被害の防止のための措置、ばい煙の排出量の減少等のための措置等が迅速かつ適正に講じられるよう、あらかじめ次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 緊急時における体制を確立すること。
 - (2) 緊急時において被害の防止のために注意すべき事項について、住民に対し周知を図ること。

(注意報等の発令・解除の手順)

- 6 注意報等の発令及び解除の手順は、別記3のとおりとする。

(事務手続き)

- 7 要綱第6条、第7条及び第8条に定める注意報等の発令又は解除の通知等及び第9条に定める被害の発生状況の調査は、別記4に定める連絡系統によって行い、その事務手続きは様式1及び様式2により行うものとする。

附則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月9日から施行する。

附則

この要領は、平成25年5月14日から施行する。

附則

この要領は、平成26年11月18日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月26日から施行する。

別記 1

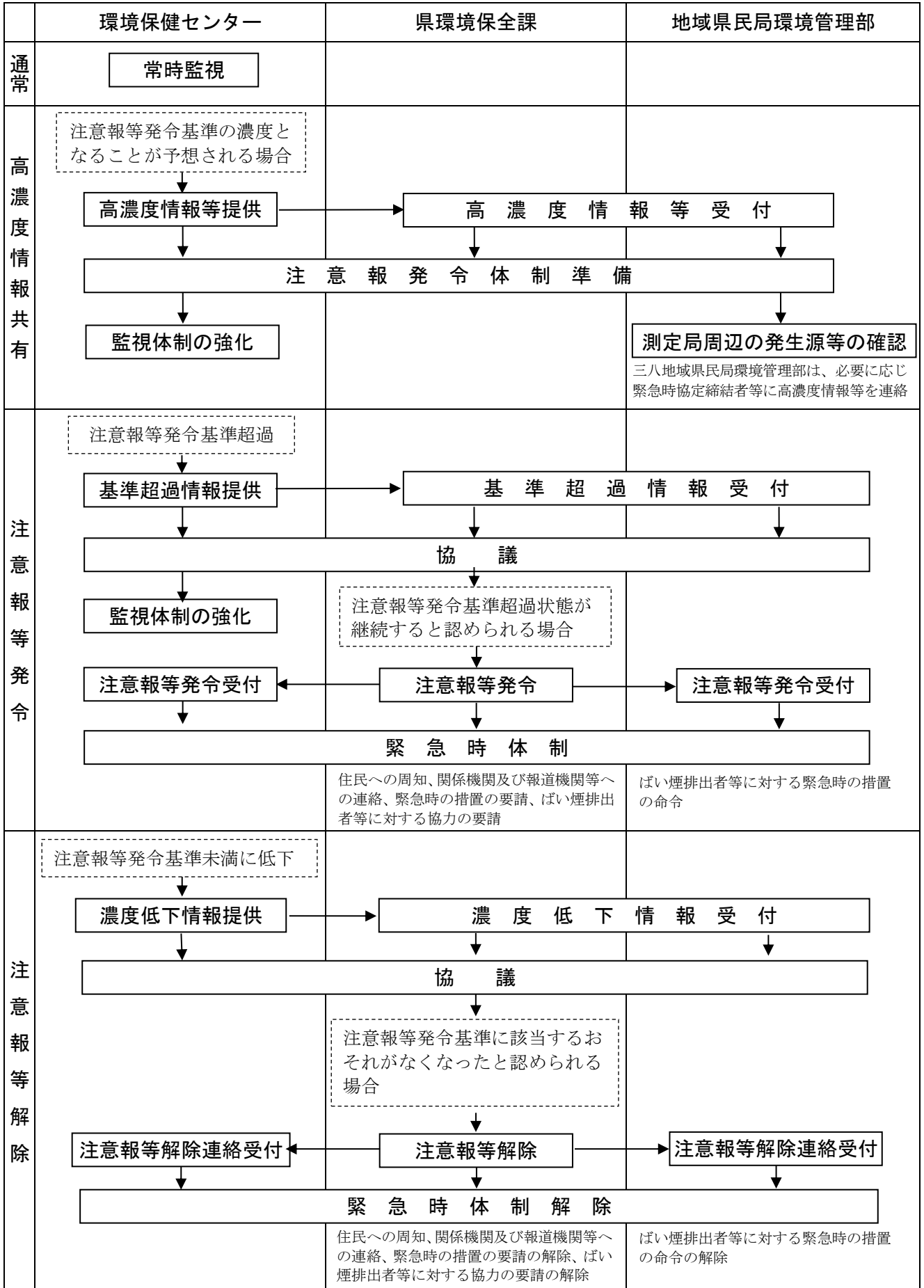
緊急時協定締結者

緊急時協定締結者	所在地
東北電力(株)八戸火力発電所	八戸市大字河原木字宇兵エ河原1-1
大平洋金属(株)八戸製造所	八戸市大字河原木字遠山新田5-2
三菱製紙(株)八戸工場	八戸市大字河原木字青森谷地
八戸セメント(株)	八戸市大字新井田字下鷹待場7-1
八戸製錬(株)八戸製錬所	八戸市大字河原木字浜名谷地76-1

大気汚染緊急時における関係機関の分掌事務

関係機関名	主 な 事 務
県環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染緊急時対策の総合調整に関すること 2. 注意報等の発令・解除に関すること 3. 注意報等の発令・解除に係る関係機関及び報道機関への通知並びに県ホームページその他の手段による情報提供に関すること 4. 大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づく周知及び協力の要請に関すること 5. 青森市、八戸市及び青森地方気象台との情報交換に関すること 6. 県公安委員会に対する措置の要請に関すること 7. 健康被害のとりまとめに関すること
地域県民局環境管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づく緊急時の措置の命令に関すること 2. 健康被害発生 of 把握及び報告に関すること 3. 青森県八戸地区大気汚染緊急時等の措置に関する協定第2条第1項に基づく協力の要請に関すること（三八環境管理部に限る。）
環境保健センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気汚染物質濃度の常時監視及び測定結果の解析に関すること 2. 県環境保全課及び地域県民局環境管理部への高濃度情報等の提供に関すること
教育庁教育政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育事務所、市町村教育委員会及び県立学校等への注意報等発令・解除の通知に関すること 2. 児童・生徒等の健康被害発生 of 把握及び報告に関すること
総務学事課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私立学校への注意報等発令・解除の通知に関すること 2. 児童・生徒等の健康被害発生 of 把握及び報告に関すること
県保健衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康福祉部内、県医師会及び郡・市医師会への注意報等発令・解除の通知に関すること 2. 健康福祉部所管施設における健康被害発生 of 把握及び報告に関すること 3. 保健所が行う保健対策の助言・指導に関すること
地域県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所） 青森市保健所 八戸市保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康被害発生 of 把握及び報告に関すること 2. 健康被害が生じた場合の健康相談に関すること
市町村環境保全担当課等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民への注意報等発令・解除の周知に関すること 2. 市町村関係機関への注意報等発令・解除の通知に関すること 3. 健康被害が生じた場合の県への通報及び県が行う調査への協力に関すること (以下、青森市及び八戸市に限る。) 4. 大気汚染物質濃度の常時監視及び測定結果の解析に関すること
県民生活文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災危機管理課との連絡調整に関すること
青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報の提供に関すること
公安委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通の規制に関すること

注意報等の発令及び解除の手順



様式 1-1 注意報・警報発令

関係機関各位

青森県 { 硫黄酸化物
浮遊粒子状物質
一酸化炭素
二酸化窒素
オキシダント } { 注意報
警報 } 発令

年 月 日

{ ○○時○○分、□□□□□注意報を発令しました。
県が発令した□□□□□注意報は、○○時○○分、警報に切り替えました。 }

については、地域住民及び事業者に対して、下記の【発令時の留意点】について周知くださるようお願いします。

【発令の状況】

発令区域	○○(市・町・村)
測定値 (測定局名)	□□□□□ ○○ p p m (○○測定局 (○○市・町・村))
発令基準	□□□□□注意報 ○○ p p m □□□□□警報 ○○ p p m

(オキシダント注意報・警報の場合のみ)

オキシダント注意報・警報の発令区域以外においても、オキシダント濃度が高くなることが想定されることから、注意をお願いします。

【発令時の留意点】

1 住民の方

- (1) 屋外での作業や運動は避け、速やかに建物の中に入ってください。また、なるべく窓を閉め、屋外に出ないようにしてください。
- (2) 目がチカチカする、喉が痛くなる等の症状がある場合は、直ちに洗眼・うがいをしてください。症状がひどい場合は、医師の診察を受けてください。また、最寄りの保健所、市町村等にお知らせください。
- (3) 自動車の不要不急の運転は自粛してください。

2 事業者等*

- (1) ばい煙を排出する事業者は、燃料使用量を削減する等、大気汚染物質の排出量の低減に協力してください。
- (2) 揮発性有機化合物を排出する事業者は、揮発性有機化合物の使用量の削減に協力してください。
- (3) 自動車の使用者等は、発令地域を走行しないよう協力してください。

担当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242
----	----------------------------------

注) □□□□□は、発令対象となる大気汚染物質名を記載する。

※事業者等に対する留意点は、起因すると認められるものに関する事項を適用する。

様式 1-2 緊急時協定締結者に対する協力依頼

緊急時協定締結者各位

青森県 { 硫黄酸化物
二酸化窒素
オキシダント } 注意報 発令

年 月 日

〇〇時〇〇分、□□□□□ 注意報を発令しました。

については、「青森県八戸地区大気汚染緊急時等の措置に関する協定書」第2条第1項に基づき、（硫黄酸化物の排出量・燃料の使用量）を通常の（排出量・使用量）の〇〇パーセント程度削減してください。

【発令の状況】

発令区域	八戸市
測定値 (測定局名)	□□□□□ 〇〇 p p m (〇〇測定局 (〇〇市・町・村))
発令基準	□□□□□注意報 〇〇 p p m □□□□□警報 〇〇 p p m

担	三八地域県民局環境管理部
当	電話：0178-27-5111 (代)

様式 1-3 緊急時協定締結者、ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対する削減命令

(1) 硫黄酸化物

(記載例)
達第 号
(住所) (氏名・名称)
〇〇(市・村)の硫黄酸化物濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づき、硫黄酸化物警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設から排出するばい煙量の削減を命ずる。
〇年〇月〇日
〇〇地域県民局長
1 ばい煙発生施設の所在地
2 ばい煙発生施設の名称
3 硫黄酸化物の排出量の削減 (許容排出量の80パーセント程度以上削減)
4 硫黄酸化物の排出量を削減する期間
教 示
この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。
処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者になる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

※命令する措置の内容は、大気汚染の程度等状況により判断するものとする。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及びオキシダント（ばい煙発生施設）

(記載例)

達第 号

(住所)

(氏名・名称)

〇〇(市・町・村)の□□□□濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づき、□□□□警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおりばい煙発生施設の(燃料の使用量の削減)を命ずる。

〇年〇月〇日

〇〇地域県民局長

- 1 ばい煙発生施設の所在地
- 2 ばい煙発生施設の名称
- 3 (燃料の使用量の削減 通常の使用量の〇〇パーセント程度以上削減)
- 4 (燃料の使用量を削減する) 期間

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者になる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

※命令する措置の内容は、大気汚染の程度等状況により判断するものとする。

(3) 浮遊粒子状物質及びオキシダント（揮発性有機化合物排出施設）

(記載例)

達第 号

(住所)

(氏名・名称)

〇〇(市・町・村)の□□□□濃度の1時間値が〇〇ppmとなり、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づき、□□□□警報を発令したので、同条第2項の規定により、次のとおり揮発性有機化合物の使用の制限を命ずる。

〇年〇月〇日

〇〇地域県民局長

- 1 揮発性有機化合物排出施設の所在地
- 2 揮発性有機化合物排出施設の名称
- 3 揮発性有機化合物の使用を制限する期間

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者になる。)、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。

※命令する措置の内容は、大気汚染の程度等状況により判断するものとする。

様式 1-4 自動車の規制についての公安委員会への要請

	青 環 保 第 年 月 日 号
青森県公安委員会 殿	
青森県知事 ○○○○	
自動車の運行規制について（要請）	
○○(市)に○○月○○日○○時○○分、□□□□□警報を発令したので、大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、道路交通法第110条の2の規定による交通の規制を要請します。	
記	
1 発令区域及び周辺の汚染の状態	
2 自動車排出ガスに起因していると認める理由	
3 汚染の状態が継続すると認める理由	
担 当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242

様式 1-5 注意報等解除

	青森県 { <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 一酸化炭素 二酸化窒素 オキシダント </td> </tr> </table>	硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 一酸化炭素 二酸化窒素 オキシダント	{ <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 注意報 警報 </td> </tr> </table>	注意報 警報	解除	年 月 日
硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 一酸化炭素 二酸化窒素 オキシダント						
注意報 警報						
さきに○○(市・町・村)に発令していました □□□□□ { <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 注意報 警報 </td> </tr> </table> } は、大気汚染状況が回復しましたので、○○時○○分解除しました。					注意報 警報	
注意報 警報						
ご協力ありがとうございました。						
担 当	青森県環境生活部環境保全課 電話：017-734-9242					

大気汚染による被害発生状況調査票

1 通報受理者

受理機関		受理者名	
受理日時	年 月 日 時 分	受理方法	電話・来所・()

2 通報者・被害者

通報者	氏名(名称)	
	住所(所在地)	
被害者	被害者数	名
	氏名、年齢、性別	() 才) 男・女
	住所、連絡先	(TEL)

3 被害発生状況・措置

1	発生日時	年 月 日 時 分～ 時 分			
2	発生場所				
3	症状を感じた時の状況	屋内(窓開・窓閉) 屋外(運動中・作業中・歩行中・その他())			
4	主要症状 (名中被害者 名)	症 状	男	女	計
		①目がチカチカする・痛い	名	名	名
		②涙が出る	名	名	名
		③咳が出る	名	名	名
		④のどが痛い	名	名	名
		⑤息苦しい	名	名	名
		⑥吐き気がする	名	名	名
		⑦頭痛	名	名	名
		⑧めまい	名	名	名
		⑨手足のしびれ	名	名	名
⑩その他の症状()	名	名	名		
5	処置	①洗眼	名	④医師の手当て	名
		②うがい	名	⑤入院	名
		③休息・安静	名	⑥その他()	名
	医療機関名				

4 その他の情報

○当日の気象状況	天候(晴れ・曇り・雨・) 風(強・弱・やや有り・無風・) もや(有り・無し) 臭い(刺激臭・ 臭・なし)
○植物の被害	無し・有り(種類、状況)・不明
○その他	